## 協議第26号

## 社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

## 協議項目 22-20 社会教育関係事業の取扱い

- 1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策 定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 成人式については、新町において調整する。
- 3 高齢者学級については、新町において調整する。
- 4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館及び忠 類村の図書室をそれぞれ分館とする。
- 6 移動図書館については、合併時に再編する。
- 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 許可対象については、<u>忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容</u> <u>については、新町において調整する。</u>
- 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
- 9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 職務及び定員については、新町において調整する。
- 10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。

## 「協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い	
	決定済	再提案
	1~4 略	1~4 略
	5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、	5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、
	札内分館 <u>並びに更別村</u> 及び忠類村の <u>各</u> 図書室をそれぞれ分館と	札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。
	する。	
調整の内容	6 略	6 略
	7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの	7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの
	とする。ただし、 <u>事業内容及び</u> 許可対象については、新町にお	とする。ただし、許可対象については、 <u>忠類村の例により、合</u>
	いて調整する。	<u>併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調</u>
		<u>整する。</u>
	8及び10 略	8 及び10 略

区分	現		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室)	【図書館】 ・名称 幕別町図書館 ・面積 建物 1,375㎡ 敷地 4,200㎡	・名称 ・名称 ・忠類村ふれあいセンター福寿図書室 ・開設場所 ・忠類村ふれあいセンター福寿内 ・面積143㎡(図書室のみ)	幕別町図書館を新 町の本館とし、札内分 館 <u>並びに更別村</u> 及び	

ਯ	

区分	現	況	調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室)	【図書館分館】			
(つづき)	・名称			
	幕別町図書館札内分館			
	・開設場所			
	百年記念ホール内			
	・面積 419㎡ (分館のみ)			
	・開館時間	・開室時間		
	10時~18時	10時~21時		
	毎週木曜日のみ札内分館10時~20時			
	・休館日	・休室日		
	毎週火曜日(国民の祝日に関する法	毎週月曜日(国民の祝日に関する法		
	律に規定された休日の場合は翌日)	律に規定された休日の場合は翌日)		
	毎月末日	年末年始(12月31日~1月5日)		
	年末年始(12月30日~1月5日)			
	特別図書整理日(年1回1週間以内)			
	・貸出及び返却	・貸出及び返却		
	個人	個人		
	一人5冊以内、14日以内(移動図書	一人 5 冊以内、10日以内		
	館車での貸出は、次の巡回日まで)			
	団体	団体		
	1 団体100冊以内、 2 カ月以内	規定なし		
	・蔵書冊数	・蔵書冊数		
	174,552冊(平成15年度末現在)	16,224冊 (平成15年度末現在)		
	・貸出冊数	・貸出冊数		
	156,332冊(平成15年度)	5,949冊(平成15年度)		

4	1	_
C	J	)

区分	現	況	調整の具	体的内容
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校開放事業	・開放施設	・開放施設	現行のとおり新町	現行のとおり新町
	体育館及びグラウンド	体育館及びグラウンド	に引き継ぐものとす	に引き継ぐものとす
	幕別小学校、札内南小学校、幕別中	忠類小学校、忠類中学校	る。ただし、 <u>事業内容</u>	る。ただし、許可対象
	学校、糠内中学校、札内中学校、札	忠類小学校のグラウンド照明設	<u>及び</u> 許可対象につい	については、 <u>忠類村の</u>
	内東中学校	備を含む。	ては、 <u>新町において調</u>	例により、合併時に統
	札内中学校のグラウンド照明設		<u>整する。</u>	合する。なお、事業内
	備を含む。			容については、新町に
	体育館、グラウンド及びスケートリンク			おいて調整する。
	糠内小学校、古舞小学校、駒畠小学			
	校、明倫小学校、途別小学校、白人			
	小学校、札内北小学校			
	その他に、文化事業(地域住民が			
	行う文化的活動)のために、各小			
	中学校の校舎も開放している。			
	・事業内容	・事業内容		
	スポーツ事業	スポーツ事業		
	地域住民等が行うスポーツ及びレク	団体が行うスポーツ及びレクリエ		
	リエーション活動のため開放する事	ーションのため開放する事業		
	業	ア.平 日 17時~22時		
	ア.屋内運動場	イ.土 曜 日 14時~22時		
	月~金曜日(祝祭日を除く) 19時~21時	ウ.日曜・祝祭日 9時~22時		
	1.屋外施設 日、全曜日(20祭日を除く)			
	月~金曜日(祝祭日を除く) 5 時~ 7 時			
	( 化ドルル・ナルメ 19世代 ~ 7 11年4 日知以 )			

区分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校開放事業(つづき)	文化事業 地域住民等が行う文化的活動のため 開放する事業 ア.校舎・屋内運動場 月~金曜日(祝祭日を除く) 19時~21時 ・許可対象 幕別町に在住、在勤又は在学する者10 名以上が構成する地域住民等で、かつ、 監督者としての成人が含まれていること	・許可対象		